

別記様式

議 事 録

会議の名称	令和5年度 第3回 岩倉市水道料金等審議会
開催日時	令和6年1月30日（火） 午後2時から午後5時まで
開催場所	市役所 7階 第1委員会室
出席者 (欠席委員・説明者)	出席委員：千頭委員、浅井委員、森山委員、大矢委員、菅沼委員、 服部委員、中洲委員 説明者：建設部長、上下水道課長、上水道グループ長、下水道グループ長、下水道グループ統括主査、上水道グループ主任
会議の議題	(1) 第2回岩倉市水道料金等審議会の質問（意見）及び回答について (2) 水道料金改定のシミュレーションについて (3) 下水道使用料改定のシミュレーションについて (4) 今後のスケジュール（案）について
議事録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記 <input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> その他
記載内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の委員長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）
会議に提出された資料の名称	資料1 : 第2回岩倉市水道料金等審議会の質問（意見）及び回答について 資料2 : 水道料金改定のシミュレーションについて 資料3 : 下水道使用料改定のシミュレーションについて 資料4 : 今後のスケジュール（案）について
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍聴者数	0人
その他の事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開会

2 議題

（1）第2回岩倉市水道料金等審議会の質問（意見）及び回答について

資料1について説明

会 長：岩倉市の予算の中でいわゆる投資的な経費、固定的なものではなく投資的に使える予算はどのくらいか。下水道事業の基準外繰入が毎年1億9千万円の繰入が必要な現状である。この1億9千万円が全体の予算から見てどれくらいの金額なのかを把握したい。

事務局：建設部全体で見ると普通建設費が投資的経費になるが、20～30億円程である。

会 長：将来のための投資費用が20億円から30億円、それに対し、現在、毎年2億円近い金額が下水道事業に回されているということである。

委 員：第2回水道料金審議会の中で、経費削減の資料を頂きたいという指摘があるが、この資料はあるか。

事務局：第5回審議会で今までの振り返りとして資料をまとめる。その中で取り組みについても記載する予定。

委 員：取り組みを含めたうえで審議するというのではないのか。審議するにあたってこれだけの努力をしているが、ぎりぎりで大変なので値上げとなっても仕方ないという結論になるためには重要な内容だと思う。

事務局：広域化等、まだ実現していない部分や検討中の部分がある。現状で示した場合ということであればお示しすることは可能であるが、取り組みの内容としては、第1回の審議会で回答している。

委 員：資料化して提示されるのが今日だと思っていた。

事務局：例えば検針・徴収業務の委託化や水質検査業務の他事業体との共同実施について研究を行っているが、数字として出すのは難しい。

会 長：検針・徴収業務は、昔は直営だったのか。

事務局：はい。

会 長：直営から民間委託したことによる経費削減額を示せるとよい。他市では資料を出すことができなかった。結局経費削減できる項目としては、ほとんどが委託業務であると考え。余剰人員がいるわけではないため人員を減らすことはできないし、流域下水道への負担金は決められているため経費削減が難しい。

委 員：固定的な費用の割合が多いということは前回までの審議会で理解はしている。審議するにあたっての材料として、市もこれだけの努力をしているが、なお厳しいという資料があるといいと思った。

会 長： 実際に経営努力ができる部分というのは委託料くらいしかないと思う。直営から委託した場合における経費削減額について資料を用意できるか。

事務局： 平成20年度に民間委託を導入した時にそれらの比較をしている。

会 長： 例えば民間だったら、品物を販売していて材料費が上がった場合、数年はなんとか努力をして値上げをせずにきたが、耐えられなくなったから2年後に値上げをする、というのが通常の流れだと思う。下水道はその意味からいくと、昔から既に単独では経営できていない。そもそも経営できていない状態だが、一般会計から繰り入れすることで維持をしてきた。民間で言えば経営破綻をしていたことになる。そこがずっと値上げをしてこなかったツケでもあると思う。最終的に、市民の方にやむを得ず値上げするというのを伝える時には努力しているということを見せた方がいいので、次回どのような形で出せるかは検討してほしい。

委 員： 頭では理解できているが、会長の意見のとおり、実際使用者の方が値上げという言葉聞いたときに、どのようにご理解いただくかが重要だと思う。今話があったように、努力しているかという問いに対して赤字経営で火の車だから致し方ないという説明の仕方もあるだろうし、行政としてこれだけ頑張ってきたけど限界が来たという説明の仕方もある。どこまでご理解いただけるかという見方をした時に、この場の全員が理解できたとしても市民が理解できていないと意味がない。しっかりお伝えできる形にしてもらいたい。

委 員： 原材料高や賃金値上げによって廃業される飲食店もある。そこに追い打ちをかけるような料金値上げは根拠を示さないと、なかなか理解していただけないと思う。自助努力を示されたほうが良いと思う。

会 長： 下水道の基準外繰入はいつから始まっているのか。

事務局： 最初からである。

会 長： 岩倉市の場合、下水道事業の経営をはじめた時から実は赤字経営だった。民間企業だと赤字を埋める手段がないが、市の場合は税金で補填できるという手段があった。それがいよいよそれでいいのかという話になっている。市民にお伝えするときには今の経営努力の話だけではなくて、基準外繰入の話を入れないといけない。

事務局： 努力してきた内容についてはまとめるが、経営スタート時から85円という数字自体が低い。そこからスタートしているため、理解いただけるかということが難しいかもしれない。

会 長： 最初から経営できなかった部分を税金で補填していたというところを合わせてお伝えしないといけない。スタートから基準外繰入をしていたのなら、今までの基準外繰入が累計でいくらあったかというのと、おそらく100億円ではすまない。そこも合わせてお伝えする必要がある。

委 員： 下水道使用料単価の150円というのが議題の中心となっていると思うが、地方公営企業という観点や受益者負担のお金ですべてを賄うということから考えると1㎡いくらになるのか。

事務局：採算としては150円である。150円を超えた部分については基準内繰入となる。

委員：基準内繰入なしで受益者負担のお金だけで経営していくとなるとどうか。

事務局：別添③の一番下にある収益的収支分の令和5年度決算見込みだと2億3,500万円が基準外、基準内が5,100万円なので、この5,100万円分を使用料で賄わないといけない。

委員：1㎡の単価にするといくらになるのか。

会長：下水道事業の場合、雨水の処理もある。雨水処理は税金で負担すべきもの。受益者負担となるのは汚水処理分。そこを分けないといけない。

事務局：5,100万円のうち2,000万円程度が雨水処理にかかるものなので、基準内繰入のうち約3,000万円が汚水処理費分となる。単価に直すと8円程。合計の単価が158円程となる。

(2) 水道料金改定のシミュレーションについて

資料2について説明

委員：水量区分別の使用者数や構成比はわかるか。

事務局：口径13mmで、使用水量が0から5㎡の区分では、1期あたり約2,800件で全体の20%、6㎡から10㎡以下の区分では、1期あたり約2,750件で全体の20%、10㎡超から20㎡以下の区分では、1期あたり約4,730件で全体の30%、20㎡超から30㎡以下は1期あたり約2,750件で全体の20%、30㎡超から40㎡以下は1期あたり約920件で全体の6%、40㎡超から50㎡以下は1期あたり約270件で全体の2%、50㎡超が1期あたり約130件で全体の1%となっている。

会長：主に家庭用となる13mmの場合は、30㎡ぐらいのところまでは構成比が高く、30㎡を超えると、使う人は少なくなってくる。

会長：ポイントの一つとしては、今までの料金体系ではなかった1㎡～5㎡までの従量料金の単価を45円として設定している部分である。これは前回の話で、今回は、9～11ページにあるように値上げの仕方を変えている。9ページでは5㎡までの単価を40円に設定し、5円ずつ上げた場合。10ページは値上げ率を11%にし、結果的には一番小さい5㎡以下の部分が20円となる。11ページは大量使用者の負担割合が極端に大きくならないようにした場合。12ページにある1-①～1-③の3パターンを見た時に使用量の少ない家庭用の13mmで15㎡あたりの料金の改定幅、それから口径50mmぐらいの大量に水を使用する使用者の値上げ幅などのバランスが参考となる。

委員：この料金は税抜きか。

事務局：税抜きで表示している。12ページの上段の表だけは、実際に水道使用者に請求される金額の変化を示したかったので税込み表示としている。

委員：12ページにある平均使用水量というのは、実際のデータに基づいて算出してあるということですか。

事務局：そのとおりである。

会 長： 12ページ上段の表を見てみると、一番小さい13mmは、シミュレーション1-②では一番値上げ幅が少ないが大口径が大幅な値上げになっている。1-③は逆に13mmの値上げ幅が大きくなって大口径が抑えられている。1-①はその間を取ったような形になっている。事務局としては1-①がいいのではないかという話だったが、必ずしもこれでなければいけないわけではない。

事務局： 従量料金単価や水量区分等の条件を変更してこの場でシミュレーションすることも可能である。

会 長： 5㎡以下、10㎡以下、20㎡以下という現行の水量区分は他市も同様か。それとも事業体によって違うものなのか。

事務局： 事業体によって違う。バリエーションが多岐にわたるため、主流の区切り方というようなものは見出しにくい。

会 長： 例えば、9ページの1-①を議論の出発点とした時に、委員の視点から気になる点はあるか。色々な条件があって組み合わせが複数あるため出発点を決めないといけない。1-①は5㎡以下の単価を設定し、それ以外の単価の区分について5円ずつ上げる設定となっている。

委 員： 例えば電気料金であれば50A、30Aといろいろあって、A数が高いと基本料金が低いという設定。これを水道料金にあてはめた形。

会 長： 多く使えば割安という料金体系もあるが、例えば水道管にしても最大使用量に対応できるだけの大口径を布設しなければならぬため、設備投資の関係で多く水を使えば割高になる料金体系となっているのではないか。

事務局： そのとおりである。

会 長： 値上げの仕方として区分ごとに値上げの金額を一律にするのが1-①、比率として一律にするのが1-②、どちらも考え方としてあり得る。大口使用者は料金の負担が大きいため大口使用者の値上げを抑えるというのが1-③、そのあたりについて意見はあるか。

委 員： 今までは、基本料金がどの口径でも月500円だった。区分ごとの金額をどのように設定するかが市民感覚として気になるところである。

会 長： 上げ方の部分を考えないといけない。5㎡以下というのは単身世帯が多いのか。二人世帯で5㎡以下に抑えるのは難しい気がする。先ほどの回答では、5㎡以下の件数が約2,800件であったが、単身世帯はほとんど家にいないというような状況になるのか。

事務局： そういう状況と思われる。

委 員： 下水道の有無でも変わってこないか。下水道につながっていると下水を流すのに水道を使うのでは。

事務局：浄化槽式では結局トイレで水を流すため下水道の有無は関係ない。汲み取り式だと確かにトイレで水を使わないが、汲み取り式は数が少ないため、影響はほとんどないと考える。

委員：必要なものは値上げをすべきと考える。少量使用者であっても従量料金は必要ではないか。大量使用の企業等が企業誘致等で多くなるのであれば、そちらの負担を少し大きくしてはどうか。口径が大きくない老人施設等でもお風呂に水を使うところが多くなっているし、大量使用するところは負担を多くしてもよいのではと思う。一方で市のことを考えると施設等の水道料金が上がるのはどうなのかも思う。

会長：今の話を受け止めるとしたら、例えば10ページの1-②というシミュレーションがある。これは11%の比率で上げている。絶対金額では使用量が多いところが高くなる。

委員：岩倉市内の施設で、一日に何人がお風呂利用されているという情報を見ているとあまり大きな施設がないように見受けられる。少数の大きい施設について利用されている方も多く、家で入れなくも、そういった施設のサービスを受けている方が多くなってきている。

会長：そういうところの料金があまりにも高くなるのはどうなのかという考えである。

委員：そう。企業の負担を大きくしてもらってはどうか。

会長：デイサービスをやっているようなところのメーター口径は通常どれくらいか。

事務局：施設の規模にもよるが25mm～40mmが多い。50mm以上はマンション、小中学校、大型店舗、病院、公共施設、工場等。市の施設である老人憩いの家は50mmを設置しているが、それ以外で50mm以上のメーターを設置している老人施設はない。

委員：受水槽がある場合はもう少し小さくなるのでは。

事務局：受水槽をつけるのは3階建て以上の建物となるため、受水槽があるからといって口径が小さくなるわけではない。

会長：今の意見はシミュレーション1-①よりはシミュレーション1-②の方が良いのではないかということ。他に意見はあるか。

委員：事業者が大量に水を使えば料金も高くなる、口径も大きくなるというのはわかる。事業者でも水道料金が値上げとなると厳しい。補助金で対応するというような救済措置はあるのか。

事務局：水道の使用量に伴う補助金制度はない。必要な分を使用させていただいているのでその料金を支払っていただくという形である。料金が上がったのでそこを支援するという話になると何のために上げるかという話になる。

委員：いろんな方が見えるので救済できるような形があればいいと思った。住民税非課税の世帯には基本料金を無償にするとか。

事務局：岩倉市の場合は、今年度基本料金の免除を6か月実施している。例えば電気やガスだと物価スライド等で料金が急に上がった場合、経済対策として国が補助金を出す

が、使用者には料金が減額された状態で請求される。運営側に補助をもらうイメージで、使用者側に補助を出すのではない。上下水道については、物価スライド等で急に料金を上げるといった仕組みがなく、こうした審議会を経て料金を改定していくため、簡単には料金を変更できない。

会 長：今日が最終決定ではないが、一旦どの案がいいかという合意を取っておかないと先延ばしになっていく。水道事業の場合は9ページのシミュレーション1-①または10ページのシミュレーション1-②いずれかと思う。先ほどの話はシミュレーション1-①よりシミュレーション1-②の方が良さそうだという意見だった。他の方のご意見はどうか。シミュレーション1-②の案というのも確かに絶対金額は大きいほど上がっていくが、同一比率で上昇しているためそれが極端に大口使用者に影響を与えるということにはならないのではないかと。いろんな評価の基準があると思うが、そのあたりを勘案した時にシミュレーション1-①とシミュレーション1-②どちらがいいか、他の方も意思表示をしていただきたい。

事務局：例えば、シミュレーション1-②の5㎡以下が20円で設定してあるが、これを40円にすると、全員が使う部分の0～5㎡で徴収する金額が増加する分、6㎡以降の単価の値上げ比率が11%だったのが5%で済むようになる。

会 長： 広く負担をするという考え方である。

委 員： その考え方はいいかもしれない。

事務局： 5㎡以下の単価を30円にすると7%となる。

会 長： 設定の条件が無数にある。5㎡以下の使用者は高齢者や単身世帯もあると思うが、単価を20円まで下げなくても次が80円台のため、40円でも全体としては説明が付きやすい気がする。40円だとすると5%の値上げになる。

委 員： 単価40円ということは、5㎡使用で200円、13mmの場合は、基本料金を合わせて730円。現行は500円ということでもいいか。

事務局： そのとおり。

会 長： 皆さん納得いただけただけ気がする。5㎡以下の単価を40円にして各区分の値上げ比率を5%にする。その場合、年間で必要となる収益の確保もできるため、その案を採用してよろしいか。

委 員： [全員の了承を得る]

会 長： 事務局もそれでよろしいか。

事務局： はい。最後に消費税計算後の端数切捨てを10円未満切り捨てから1円未満切り捨てへと変更することの審議をお願いしたい。

委 員： 1円未満切り捨てで良いと思う。

[消費税の端数は1円未満切り捨てに変更]

(3) 下水道使用料改定のシミュレーションについて

資料3について説明

会 長： 8ページの案⑤-3を見ると、改定1の100円の時、基本使用料350円とある。これは現行の基本使用料428円から下がるということではないか。

事務局： 基本使用料は下がるが従量料金が上がるためトータルでプラスになる。

会 長： 基本使用料が下がるのはいかななものかと思う。

事務局： 2㎡以上使わない場合は安くなることになる。

会 長： 水道料金と同様、少量使用者の改定率と大量使用者の改定率のバランスの話である。4ページの案①の場合、5㎡以下の単価が0円なので、改定率をかけても0円のままになっているが、水道料金の議論から考えると5㎡以下の単価が0円のまま置いておくというのはバランスが悪い。7ページと8ページは5㎡以下の単価が設定されている。ただ8ページは案⑤-3の1回目で基本使用料が下がるのはよろしくないのではないか。

事務局： 基本使用料を428円より上げて、その分従量料金の単価を下げ、トータルで使用料単価100円という形でバランスをとることは可能である。

委 員： 一般家庭では使用水量はどれくらいか。

会 長： 下水道使用量=水道使用量なので、資料2の12ページ上段の表に表示されている。13mmであれば15㎡。

委 員： 11㎡~20㎡のところが一番使用者数が多いということか。

事務局： はい。

会 長： 7ページの案を出発点として考えたときに、使用料単価をいきなり150円にするか、120円からにするか、100円から順に上げていくかというのがある。基本使用料の値上げ幅、単価の値上げ幅を見ていただきたい。バランス的には8ページよりも7ページの方が、極端に大口だけ負担増となる形ではなく、少量使用者も負担増となる形になっている。1回で上げるか2回で上げるか4回で上げるかというところもセットで考えるべきかもしれない。例えば7ページの3種類を全体で見てもらったときに何か意見はあるか。

委 員： 改定の回数に関して、一度に上げるのはよろしくないのではと思う。細かく経済の動きを見ながらではどうか。

会 長： 7ページの案④-3を見た時に、これは4回に分けて改定しようとする案。1回目の改定で使用料単価が85円から100円になり、基本使用料が428円から450円になる。少しずつの値上げなので払う側としてはありがたいが料金改定にあたっての事務処理、いろいろな手間、経費の増はあると思う。事務局として1回目の100円をどう考えるか。

事務局： 改定をどのようにしていくかによるが、最初に4回分の改定スケジュールの想定を示しておいて、本当に実施するかどうかの議論の後、予定通りに実施するという話であれば審議会開催はそれほど手間ではない。その他、周知のための広報やシステム改修が何回も必要になる。事務局としては繰入金金の減り具合を見れば1回でやる方がいいとは思いますが、急な市民負担増となるため4回案も示している。

事務局： 市民感覚的な判断も必要であるため、皆さんのご意見をお伺いしたい。

会 長： 先ほど委員のご指摘もあったように1回で値上げとなるとかなり大幅な値上げとなるので払う側としてはかなり辛いのではないか。

委 員： 4回は回数が多い気がする。せめて3回ではどうか。

事務局： 近隣市町では2回にしているところもある。岩倉市の場合は、元々が安いので、2回でやると値上げ幅が大きくなる。4回の値上げというのは確かに多いと思ったが、値上げの割合で見た結果4回という案にした。

会 長： そうすると1回または2回、7ページで言えば案④-1と案④-2あたりが比較対象となる。7ページ下段の表に現行よりどれくらいの負担増になるかというのが表示されている。2回値上げの場合は1回の値上げ幅は500円～700円くらいのイメージ。それが2回にわたって上がっていく。大口使用者の値上げ幅はもっと大きくなる。

委 員： 事務手数料や諸経費のことはあるかもしれないが、1回で上げるのは、いかななものかと思う。

会 長： 1回で上げるのは変動が大きすぎるという意見である。他の方の意見はどうか。

委 員： 1回で上げるのは賛成しかねる。

委 員： 案④-2の1回目120円を例えば115円にするような、1回目の値上げを少なめにするというシミュレーションはできるのか。2回目の値上げ幅がその分大きくなるが、それについてはこれから先上がるため備えてもらえばいいと考える。

会 長： そういう意味で言えば3回にするのはどうか。

委 員： 3回にするのもありだと思う。市民には前もって改定の全体像を告知するか。

事務局： 告知はする。

会 長： 3回はどうかというご意見をいただいた。3回とすると、案④-3の2回目の改定、使用料単価111円というところを見ていただきたい。1回目の値上げをここにする場合、基本料金は428円が620円になり、単価は数円あがるという形。上げ幅としてはそれほど大きくない。ただし、2回ではなく3回の値上げにする場合、150円に近付くのが遅くなるため、一般会計からの持ちだしである基準外繰入は続くことになる。その辺も考えないといけない。

委 員： 12年ではなく、もう少し短くするのはどうか。

事務局： 値上げの間隔を短くするということか。

委 員： そう。10年とか。

事務局： 4年間隔で3回なら、1回目の値上げから8年で150円になる。1回目110円、2回目130円、3回目150円ではどうか。1回目の110円は85円から考えると上がり幅が大きいですが、スタートが安いからどうしてもそうなる。それ以降は同じ上がり幅となる。

会 長： それで計算できるようであればしていただきたい。3回の改定となると、7ページの案④-2と案④-3の間くらいイメージでいいか。

事務局： 正確な計算はこの場ではできないが、それくらいになる。85円から150円まで3回の改定で均等に上げようと思うと、1回の改定で22円程度の値上げということになる。85円が107円、129円、150円という均等な上げ方でいくか、1回目の上げ幅をもっと少なくして最後に多めに上げるか、その辺はどういう上がり方がいいか。

委員： 最初に上がったほうがいい。

会長： 均等に3分の1ずつという考え方もある。基本的には、税金から持ちだしているところを解消しようというのが一番大きいところなので、そういう意味でいくとやはり一定は改定せざるを得ないということを最初にお伝えした方がいいかもしれない。

委員： 刻むにしても、最初に1度に大きく上げるというのは議会で通らないかもしれない。

事務局： 100円、120円、150円という上げ方にすると、現行使用料と比較して15円、20円、30円の上り幅となる。比率で考えるとその方が低く抑えられる。金額も見られるとは思いますが比率で見られることもあると思う。

会長： システム改修の経費等を考えると、1回目、100円にすることによって単価が2円～3円程上がることになるが、実際のコストの方が余計にかかるということもあると思う。

事務局： こういう形でシミュレーションしてほしいという要望をいただき、次回それをお示しして、決めていただくのであれば答申までのスケジュール的にも問題なく進められる。

会長： まとめると、7ページと8ページで比較した場合、基本使用料が7ページは固定費30%なので最終的に980円になる。8ページの方は固定費20%なので最終的に750円になる。ただし、基本使用料を抑えることによって従量料金が上がってくる。基本使用料は980円にして従量料金を抑えるか、これも基本使用料と従量料金とのバランスの話になってくる。

委員： 固定費は必ず発生するものだから、基本使用料がある程度上がるのは仕方ないのではないか。

会長： では、一旦基本使用料は最終的に980円を目指すものとする。上げ方として2回では値上げ幅が大きくなるため、3回で上げるという案が出た。案④-3のところを3回にする。上げ方を110円、130円、150円とするのが一つ。もう一つ、65円を3回で割った金額を毎回値上げしていくという二つのパターンを作ってもらおうという形でお願する。

事務局： 1回目の改定で基本使用料が600円程度になると思われる。細かい計算によって多少上下動はすると思う。

会長： ではそれを次回お示しいただいて、審議会としてはバランスを考えながら、どこかにしわ寄せがいかないように、どのパターンにするかを判断したい。最後に、4年に1回の改定で本当に大丈夫か。

事務局：下水道事業と水道事業でそれぞれ4年おき、均して2年おきに改定をしていけば、というイメージであった。

委員：最初に告知するという話では。下水は何年と何年に改定、上水は何年と何年に改定と。

事務局：下水道事業についてはその通り。150円という目標値があるため、そこに向けて回数を分けて改定していく。水道事業は変動する費用の中で赤字経営にならないようにするため、状況が変わるたびに改定を検討する必要がある。

会長：我々は市長に対し答申をするが、まさに今の話で下水道事業は150円という目標値がある。水道事業は基準外繰入がないようにしなければならないがそれはいろいろな情勢で変わってくる。料金値上げは簡単ではないことから、先送りになりがちである。答申の中に、定期的に審議会で見直しを行い、必要に応じて料金改定を検討することを明記しておいたほうがよい。委員の皆さまそれでよろしいか。

委員：はい。

会長：ではそれも忘れず答申の中に入れるようにお願いします。

4 今後のスケジュール（案）について

第4回は令和6年5月28日（火）午前9時から開催。第5回は令和6年7月18日（木）午後2時から開催し、答申も併せて行う。資料は1週間前を目安に送付する予定。

5 閉会